

子宮頸がん予防ワクチン接種がお済みでない方へ

■子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種に関する経過措置の実施について

子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種については、平成 25 年 6 月から令和 3 年 11 月までの間、国が積極的な勧奨を差し控えたことから、接種を受ける機会を逃し、未接種あるいは接種回数が不十分である人がいると考えられており。

接種機会を逃した次の対象者は、不足分の接種（1～3 回）を無料で受けられます。（キャッチアップ接種）

なお、このキャッチアップ接種については、令和 7 年 3 月 31 日で終了する予定となっていましたが、今夏以降の大幅な需要増により、子宮頸がん予防ワクチンの接種を希望しても受けられなかつた方がいらっしゃる状況等を踏まえ、この度、経過措置として、令和 7 年 3 月末までに接種を開始した方に限り、残りの接種を令和 7 年度末まで公費(無料)で完了できるようになりました。

<対象者>

平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子のうち、

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに子宮頸がん予防ワクチンを 1 回以上接種した方

※当該経過措置の対象となるには、合計 3 回の接種のうち、少なくとも 1 回は

令和 7 年 3 月末までに接種をしておく必要があります。

■子宮頸がん予防ワクチンについて

・ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）と HPV ワクチン～([厚生労働省ホームページ](#))

・子宮頸がんと HPV ワクチンについて ([福岡県ホームページ](#))